

軽自動車税の税額が変わります

◆二輪車などの税率

車種区分		平成27年度	平成28年度～
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	51cc以上90cc以下	1,200円	2,000円
	91cc以上125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用など(トラクターなど)	1,600円	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
軽二輪(126cc以上250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(251cc以上)		4,000円	6,000円

1 二輪車などの税率 引上げについて

平成27年度から適用されることとされていた原動機付自転車および二輪車などに係る税率について、適用開始が1年延期され、平成28年度から適用されます。

◆三輪以上の軽自動車の税率

車種区分		平成27年 3月31日までに 登録した車両 (現行税率)	平成27年 4月1日以後に 登録した車両 (改正後の税率)	最初の新規検査 から13年を経過 した車両 (経年車重課)
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

2 三輪以上の 軽自動車の税率

三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査(※1)を受ける車両から、改正後の税率を適用します。平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた

3 グリーン化特例(軽課 の導入)

平成28年4月1日から、グリーン化推進を目的として、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、改正後の税率のおおむね20%の重課税率が適用されます。

経年車重課の導入

車両は、現行の税率と変更ありません。
(※1)最初の新規検査とは、今までにナンバープレートの交付を受けたことのない軽自動車を新たに登録する際の検査のことです。検査日は、車検証に記載してあります。

平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車(新車に限る)について、燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)が平成28年度分に適用されます。



◆三輪以上の軽自動車のグリーン化特例(軽課)

車種区分		電気自動車、 天然ガス自動車	平成32年度 燃費基準 +20%達成車	平成32年度 燃費基準 達成車	平成27年度 燃費基準 +35%達成車	平成27年度 燃費基準 +15%達成車	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	—	—	
四輪 以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	—	
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	—	
	貨物用	自家用	1,300円	—	—	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	—	—	1,900円	2,900円

※グリーン化特例の対象となるガソリン車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。